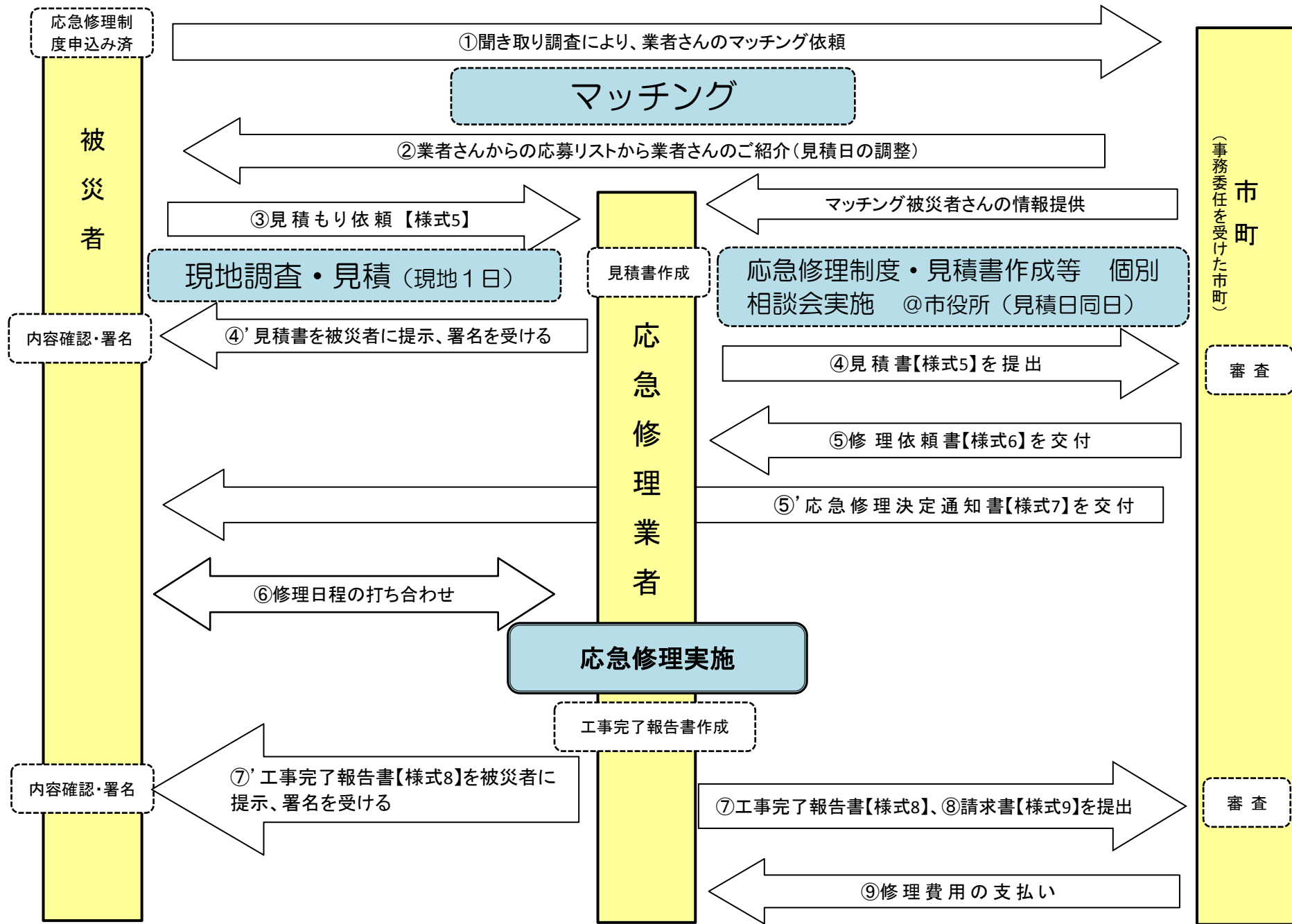


マッチング応募後の流れ(応急修理制度のやり取りフロー図)



応急修理制度について

平成30年7月豪雨により、住宅が半壊または大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を支援する制度。

本制度の対象となる、法の適用を受けた愛媛県内の市町は、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町の5市2町。

《対象者》

下記1～3のすべてに該当する方が対象

- 1.当該災害により半壊以上の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方
- 2.応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- 3.応急仮設住宅(民間賃貸住宅借上げ制度含む)を利用しないこと

《応急修理の対象について》

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備などの日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施する。

《費用の限度額》

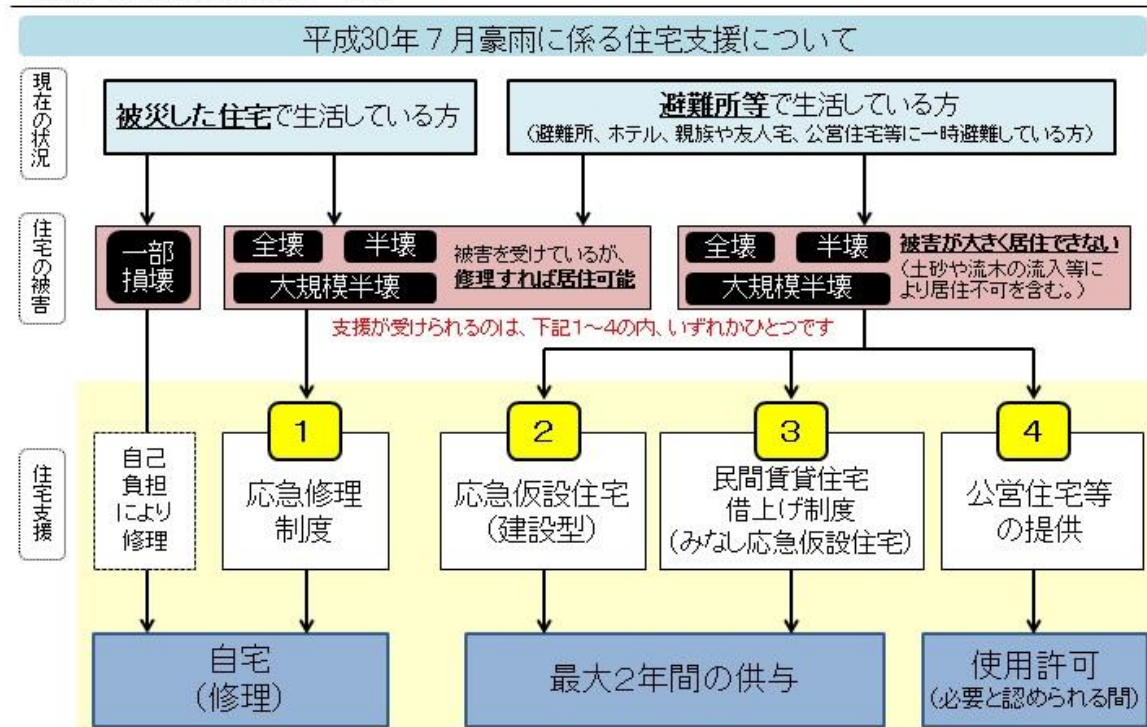
1世帯あたりの限度額は584,000円以内。限度額以上分は被災者の自己負担。

《事業のながれ》

被災者が申込み後、市町が施工業者に対し応急修理を依頼し、補助限度額の範囲で、市町が施工業者に所定の費用を支払う制度。

修理費用が、上記の補助限度額を超える場合は被災者の自己負担。

《住宅の支援について》



※二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあったり、ライフラインが途絶えていたり、地すべり等により避難指示等を受けている など、長期にわたり自らの住居に居住できない方は、2～4の利用が可能です。